

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2023年9月）出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長

企業会計基準委員会 非常勤委員

IFRS 解釈指針委員会委員

熊谷 五郎

1. はじめに

2023年9月12日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」という。）がオンライン開催された。2023年9月は本来2日間ロンドンで対面開催の予定であったが、アジェンダ不足で1日のみ、オンラインでの開催となった。

議題不足であったことに加えて、暫定的アジェンダ決定を要する新規案件も、実務上の重要なバラつきが確認されず、過去筆者が参加してきた IFRS-IC 会議の中で、最も短時間で終了した。

2. 全体のスケジュール

2023年9月 IFRS-IC 会議の議題は、①暫定的アジェンダ決定1本：AP2「引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第3号「企業結合」）、②IASB の検討を求めるアジェンダ決定3本：AP3「仲介者からの未収保険料」（IFRS 第17号「保険契約」）及び IFRS 第9号「金融商品」、AP4「従業員に提供される住宅及び住宅ローン」、AP5「デリバティブ契約に対する保証」（IFRS 第9号「金融商品」）、③その他の事項1本：AP6「仕掛中の作業」の6本であった。

3. 議事概要

以下では、①暫定的アジェンダ決定1本、②IASB の検討を求めるアジェンダ決定3本について議論の概要を報告する。

① 暫定的アジェンダ決定

AP2「引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第3号「企業結合」）

被買収企業が、中小オーナー企業等の場合、当該企業の円滑な統合・事業の引継ぎのために、取得企業の従業員として売主＝オーナー経営者を継続雇用する場合がある。本件は、

このような引継期間中の継続雇用を条件とする企業結合の支払対価の会計処理を問うものであった。

要望書を受けての IASB スタッフによる利害関係者への事前アウトリーチでは、上記事実パターンについて、2013 年 1 月公表のアジェンダ決定「株主への条件付支払及び継続雇用」に基づいた会計処理が定着しており、実務上重大な不統一はないことが確認された。同アジェンダ決定によれば、当該支払を取得に対する追加的な対価ではなく、結合後の勤務に対する報酬として会計処理する。

要望書に記載された事項は幅広い影響を有するものではないため、IFRS-IC は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないこと暫定決定した。

②IASB の検討を求めるアジェンダ決定

以下 AP3～AP5 の 3 つの案件は、全て 2023 年 3 月の IFRIC Update において公表された暫定的アジェンダ決定に対するフィードバックの検討に関するものであった。IFRS-IC は、利害関係者より寄せられたフィードバックを踏まえ、3 月に公表された暫定的アジェンダ決定に対して、文言に微修正を加えた上で、当該アジェンダ決定の最終案に合意した。3 案件とも「基準設定プロジェクトの作業計画に追加しない」という結論に変更はない。

3 本の当該アジェンダ決定最終案は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会 (IASB) に送付された。IASB は 2023 年 10 月のボード会議でこれらのアジェンダ決定最終案を検討する。IASB が当該アジェンダ決定最終案に反対しない場合には、すでに公表済みの 2023 年 9 月の IFRIC Update に、補遺として追加される。

以下、AP3～AP5 の概要である。

AP3「仲介者からの未収保険料」(IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」)

本件は、保険者が仲介者(代理店)からの未収保険料を、どう会計処理するかというもので、2023 年 9 月の IFRS-IC 会議ではもっとも時間をかけて審議された。

2023 年 3 月の IFRS-IC 会議で審議された要望書に示された事実パターンでは、契約者は仲介者にすでに保険料を納付しており、保険者に保険サービスの提供義務が発生している一方、仲介者から保険者に対して保険料が支払われておらず、未収状態になっている。要望書では、以下の 2 つの見解が示されていた。

- IFRS 第 17 号に従って、将来キャッシュ・フロー (CF) のままとする。
- IFRS 第 17 号の CF から取り除き、別途、IFRS 第 9 号の未収入資産(未収保険料)を計上する。

2023年3月公表の暫定的アジェンダ決定では、上記2つの会計処理の双方のいずれかが適用できると結論付けていた。また、信用リスク・予想信用損失については、保険者がいずれの見解をとるにせよ、IFRS第17号又はIFRS第9号のすべての要件を、仲介者からの未収保険料に適用する必要がある、と結論付けていた。

このように現行のIFRSの規定では、会計処理の不統一が生じる可能性はあるものの、3月公表の暫定的アジェンダ決定では、年次改善プロジェクトが、コストを十分に上回る財務報告の改善をもたらす可能性は低いとして、本件を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないこととしていた。

AP4 「従業員に提供される住宅及び住宅ローン」

本件は企業が従業員持家制度及び従業員向け住宅ローンをどのように会計処理するのかに関するものである。

IASBスタッフが行った事前アウトリーチ結果に基づき、2023年3月IFRS-ICでは、要望書に記載された事項は幅広いものではなく、当該事項が実際に生じる場合でも、関係する金額は重要性がないと判断された。そのため、3月公表の暫定的アジェンダ決定では、本件を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないとされていた。

AP5 「デリバティブ契約に対する保証」 (IFRS第9号「金融商品」)

本件はIFRS第9号を適用するにあたり、企業がデリバティブ契約に対して行った保証を金融保証契約として会計処理するのかデリバティブとして会計処理するのかに関するものである。

IASBスタッフが行った事前アウトリーチ結果に基づき、2023年3月IFRS-ICでは、要望書に記載された事項は幅広いものではなく、当該事項が実際に生じる場合でも、関係する金額は重要性がないと判断された。そのため、3月公表の暫定的アジェンダ決定では、本件を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないとされていた。

4. 次回の予定

次回は11月28～29日にロンドンで対面開催の予定である。